

平成28年度 第2回 新潟市水道局入札等評価委員会 概要

開催日及び場所	平成28年12月2日（金）水道局水道研修センター2階研修室	
内 容	(1) 平成27年度下半期（10月～3月）、および平成28年度上半期（4月～9月）における発注工事状況等の報告 (2) 指名停止措置について (3) 当番委員より抽出された工事案件について	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長	中川 兼人（新潟大学大学院准教授）（出席） 委 員 池田 文美（公認会計士）（出席） 委 員 榎並 みほ（出席） 委 員 西條 和佳子（市民団体等）（出席） 委 員 柳 則行（弁護士）（出席） ※委員長を除き五十音順
評価対象期間	平成27年10月1日 ～ 平成28年9月30日	
抽 出 案 件	10件（対象工事総件数282件）	
制限付 一般競争入札	5件	① 計阿施27第1号 ポンプ場築造工事 ② 浄戸営27第7号 ろ過池砂層点検修理工事 ③ 浄巻施27第9号 受電引込ケーブル更新工事 ④ 浄青施27第6号 1系沈澱池3,4号扉類更新工事 ⑤ 管老幹28第3号 配水幹線布設工事
指名競争入札	3件	⑥ 浄満営27第14号 排泥池階段ほか修理工事 ⑦ 水施27第1号 管末水質監視装置遠方監視システム設置工事 ⑧ 北小単28第2号 配水管布設工事
随意契約	2件	⑨ 浄巻施27第6号 巻系遠方監視制御設備更新工事 ⑩ 浄戸施28第3号 監視制御設備機能増設工事

質疑・意見等	回答
<p><発注工事状況について> この期間内に予定価格事前公表はなかったか。</p>	<p>なかった。</p>
<p><指名停止措置について> A社の入札談合の内容は。 3か月の処分は重いのか。</p>	<p>A社を含む業界の10社で落札予定会社などを事前に話し合っていた。 3か月は比較的重い。</p>
<p><全体について> ◆代価改定について 年に3回ということだが、4か月に1回ということか。 こまめに改定するのは業者にとってよいことと考える。 ◆工事番号について つけ方のルールはあるか。 ◆解体費について 解体費についても積算資料に基づいて積算されているのか。 また、業者も積算資料に基づいた積算をしているのか。 別紙として契約書につける解体工事費とは。 工事の廃材は水道局が処分するのか。 水道事業で出た廃棄物はどうか。 水道局で処分する場合、業者の決め方は。 産業廃棄物処分の入札には最低制限価格を設ける</p>	<p>定期的に行っているのは5月、8月、12月の3回。その他、人件費の高騰に対応するため等で臨時に行うこともある。 1文字目は水道局の発注部署の頭文字。2・3文字目は工事の内容を表す。 その通り。ただし、特殊な場合は見積により積算するものもある。 業者も同じく積算資料にないものについては見積で積算していると推察される。 解体に要する費用と再資源化等に要する費用である。 (事務局追記：建設リサイクル法に基づく記載。) 工事で出た廃材は請負業者が処分する。 産業廃棄物となり、水道局で処分する。 見積合わせや入札で決める。 設けない。</p>

<p>か。</p> <p>◆積算方法について 物価資料による積算と事業者からの見積による積算のちがいは。</p>	<p>基本的には物価資料で積算を行う。業者に見積を依頼するのは特殊な機器など物価資料がないとき。</p>
<p><一般競争入札案件について></p> <p>◆実績要件について 「平成 17 年 4 月 1 日以降」の実績を求めているが、その基準は。</p> <p>◆入札時に添付する内訳書について 記載する内容のレベルは。</p> <p>◆抽出案件①について 入札公告の工事概要には解体の記載はないものでも、解体費用が含まれるものなのか。 どうやって積算するのか。 その他にはどのようなものが含まれるのか。</p> <p>◆抽出案件②について 見積採用業者が落札したということだが、見積徴取は 1 社のみなのか。 見積を出して入札に参加しなかった 2 社も入札に参加していたらよかった。 工事方法について、ろ過池の砂層を均一にする、ということと推察するが、重機で行うのか。</p>	<p>過去 10 年間ということ。</p> <p>水道局の掲示する項目を公表している設計書に準じ、単価、数量含め網羅してもらおう。</p> <p>往々にして含まれる。概要は主なものでしかなく、解体はその他に含まれている。 明細表に明示している。</p> <p>例えば、舗装の撤去工、仮設事務所の設置・撤去など。</p> <p>最低でも 3 社から徴取することとしており、その中から原則最低価格を見積価格として採用している。 この案件では見積徴取した 3 社のうち 1 社は入札に参加したが、2 社は参加せず、他の見積徴取していない新規業者が 2 社参加した。</p> <p>見積提出も業者には負担なので、できれば入札に参加していただきたい、ということは水道局も思っている。</p> <p>基本的には人力で作業する。</p>

<p>◆抽出案件③について 複数業者が積算を誤るとするのは水道局の積算、条件の提示に問題があるのではないかと。 水道施設の電気工事の難しさの例示を。</p> <p>◆抽出案件④について 一度入札に付したが応札者がおらず、条件を緩和して再度入札に付したということだが、緩和しても施工に影響は出ないのか。</p> <p>◆抽出案件⑤について 最低制限価格の設定はないのか。</p>	<p>今回見誤った業者は水道施設の電気設備の経験が少ないためと推察される。</p> <p>水道施設は基本的に24時間稼働している。この工事においても方法・時間に制約がある。</p> <p>技術水準は確保している。</p> <p>総合評価方式案件のため、設定していない。価格が低いことでは無効にはならない。</p>
<p><指名競争入札案件について></p> <p>◆抽出案件⑦について 工事内容がわかりにくいので説明を。</p> <p>末端の部分に塩素が残っていることが重要なのか。</p>	<p>この工事の「管末水質監視装置」とは配水管末端で残留塩素を測る装置で、そのデータを電話回線を利用して、速やかに把握できるようにするもの。</p> <p>浄水場から配水中に徐々に塩素が少なくなるが、末端でも水道法の基準を満たしていることが必要。</p>
<p><一者随意契約について> メーカーの言いなりにならず、発注者としてシビアな価格設定を。</p> <p>発注者に選択の自由があるとよい。</p> <p>◆抽出案件⑩について 予定価格となった積算はどこが行ったのか。</p>	<p>水道局で行った。</p>